

# 六日市都市計画 整備、開発及び保全の方針

平成29年7月

島 根 県

## 目 次

1. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念.....	1
2) 地域毎の市街地像.....	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の有無.....	2
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	4
①交通施設の都市計画の決定の方針.....	4
②下水道及び河川の都市計画の決定の方針.....	4
③その他の都市施設の都市計画の決定の方針.....	6
3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	7
①基本方針.....	7
②主要な緑地の配置の方針.....	7
③実現のための具体の都市計画制度の方針.....	7

## 六日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

(島根県決定)

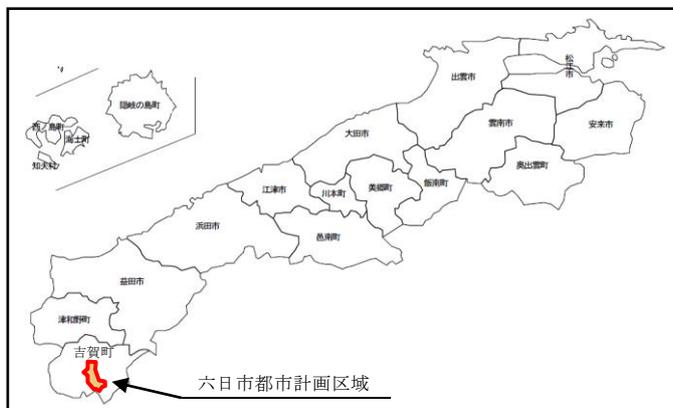
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

### 1. 都市計画の目標

六日市都市計画区域は、島根県の西部、鹿足郡の南端に位置し、西から南にかけて山口県と接する、面積約43 km<sup>2</sup>、人口約3,900人の計画区域である。

本区域は西中国山地の中央に位置し、本町を水源とする高津川に沿って、豊かな田園と市街地が形成されており、古くから山陰と山陽を結ぶ交易交流拠点として「市」が開かれ、交通の要衝として発展をしてきた。

しかし、近年は人口の減少、高齢化、産業の衰退等過疎化が進行しており、市街地の活性化、人口減少の抑制、及び交流人口拡大の取組みが急務となっている。



#### 1) 都市づくりの基本理念

吉賀町は、「水源のまち」という言葉に代表されるように、日本海に流れる高津川と瀬戸内海に流れる錦川の支流深谷川の2つの水源を有しており、水と緑の自然環境に恵まれている。

また、「むいかいち温泉ゆらら」「森英恵フラワーガーデン」など新たな交流拠点が整備され活用が図られている。

本町の有する「水＝自然」と「市＝交流」の2つの魅力を活用することで、交流人口の拡大を図るとともに、自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまちづくりを進めていく必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

#### ○自然と調和した生活環境の形成

本町の貴重な財産である水源や自然と調和した山村の田園風景など、かけがえのない地域資源を保全し、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを進める。

#### ○憩い・楽しみ場の形成

本町の歴史や豊かな自然環境を活用しながら、町民と来訪者が憩い・楽しみを体験できる空間を形成し、活力あるまちづくりを進める。

#### ○安全で快適な居住環境の整備

市街地の活性化や交流人口の拡大への対策を図るとともに、子供から高齢者まで安全で快適に生活できる居住環境の整備を進める。

## 2) 地域毎の市街地像

地 域	将来の市街地像
六日市地区	本地区は、役場や教育機関、福祉施設など公共施設の多くが立地しており、本町の中心を担う地区である。今後、都市機能の拡充や河川の環境整備を進めるとともに、交流拠点の中心として、来訪者と町民の親しみやすい「ふれあい空間」の創出を図る。
七日市地区	本地区は、六日市医療技術専門学校を核として、福祉・教育施設の整備を進める。また優良農地の保全を図り、快適な田園居住地域としての環境整備を進めるとともに、旧商店街の活性化を図り、若者の集う空間を創出する。
朝倉地区	本地区は、優良農地の保全を図り、快適な田園居住地域として環境整備を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画は区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないと判断した根拠は以下のとおりである。

本区域においては、無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境の整備又は保全への配慮を行いながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能である。

従って、引き続き本都市計画に区域区分を定めないとした。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

地区名等	方針
既成市街地	住宅や商業、サービス施設などが混在しているため、効率的な土地利用を図りつつ、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進する。 また、老朽化した木造住宅密集市街地については、建て替え、不燃化の促進、敷地の共同化などを進めるとともに、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用を図り、良好で効率的な居住環境の形成を図る。六日市地区については町民と来訪者の交流の場として、七日市地区については学生や若者が集う賑わい拠点として中心市街地の活性化を図る。
市街地周辺部	生産性の高い優良な集団農地を形成している地区については、これらの農地の保全を図るとともに居住環境を維持・改善を図る。
高津川周辺緑地	周辺の都市環境と調和した親水空間を確保するとともに、自然環境の保全を図る。
災害防止の観点から市街化の抑制を図る地区	建築基準法第39条（災害危険区域）、地すべり等防止法第3条（地すべり防止区域）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条（土砂災害警戒区域）、第9条（土砂災害特別警戒区域）に指定される地区については、原則として市街化の抑制を図る。
その他災害の発生のおそれがある地区	災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案した土地利用を図る。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域の交通体系は、中国自動車道が東西に、益田市と山口県岩国市を結ぶ国道187号が南北に市街地を縦貫しており、これにリンクして主要地方道吉賀匹見線、鹿野吉賀線、六日市錦線が各方面へ分岐し、広域幹線道路網を形成している。

このような状況を踏まえ、交通体系の整備方針を次のとおり設定する。

##### ○広域幹線道路網の整備

周辺市町村との連携強化を図るため、広域幹線道路の整備を促進する。

##### ○生活道路の整備

日常生活の基盤となる生活道路については、交通量や交通状況等を勘案し、幹線道路との有機的な連携を図りながら、計画的な整備を進める。

##### ○道路環境の整備

道路空間は、都市環境の保全や地域コミュニティの形成など多様な機能を有しているため、本町の歴史や自然環境の特性を踏まえ、沿線緑化の推進や歩道の整備など安全で快適な親しみのある道路環境の整備を進める。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

種 別	配置の方針
幹線道路	広域幹線道路網を確立する路線 国道187号、 $\oplus$ 吉賀匹見線、 $\oplus$ 鹿野吉賀線、 $\oplus$ 六日市錦線を配置する。

### ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 下水道及び河川の整備方針

###### i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとして、整備済みである公共下水道の処理区域を除く、市街地郊外部の既存集落では、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図るものとする。

###### ii 河川

本町を水源とする一級河川高津川は、本区域を縦断して日本海に注いでいる。また多くの支川が高津川に流入している。これらの支川は、地質・地勢傾斜等の条件から土石流を運ぶことが多く、大水のとき氾濫しやすくなる可能性が高いことから、治水対策が重要な課題となっている。

計画的な河川・排水路の改修をすすめるとともに、適切な河川管理に努める。

河川整備に際しては、生態系に配慮した護岸や親水護岸等の整備に努め、安全で潤い

あるまちづくりを図る。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	平成27年度末現在で66.8%である吉賀町の汚水処理人口普及率(汚水処理人口/行政人口)の向上に努める。
河川	一級河川高津川は、概ね30年に1度程度の確率で発生する降雨に対する治水安全度を確保する事を目標に、計画的な整備改修を進める。 支川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標として整備を進める。

b 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備又は着手すること予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	整備水準の目標に掲げた汚水処理人口普及率の向上を目指して、合併処理浄化槽の整備を促進する。
河川	高津川

③ その他の都市施設

a 基本方針

地域住民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他の都市施設については、既存施設の有効利用を努めるほか、設備の近代化を進める。

特に住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみ・汚物処理施設の機能の連携・強化を図る。

### 3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本町の北東部は西中国山地国定公園の一部に指定されており、美しい溪流や緑は吉賀町の魅力を形成する重要な財産である。また自然と調和した山村の集落環境や田園風景も守るべき地域資源である。

本区域の美しい自然環境の適切な保全及び活用を図ることを目的に、環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい緑あふれる町並みの保全という4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

#### b 主要な緑地の配置の方針

本地域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、潤いのあるまちづくりを進めるために、以下の方針により緑地の配置を行う。

配置計画	概要
環境保全系統	本区域を貫流する高津川とその沿川を緑地として位置づけ河川環境・生態系の保全を図る。
	動植物等の生態系の維持されている樹林地の保全・整備を図る。
レクリエーション系統	正国公園や水源公園など自然を活かした観光・レクリエーション拠点の適切な維持・更新を図る。
防災系統	地震時、火災時の広域避難地として、公園や高津川沿いの緑地空間の活用を図る。
景観構成系統	本町の自然景観を代表するコウヤマキ自然林（六日市コウヤマキ自然林島根県自然環境保全地域）の保全を図る。市街地を貫流し、水と緑の景観軸を形成している高津川沿いの緑地空間の保全を図る。

#### c 実現のための具体的都市計画制度の方針

都市公園等施設緑地については、必要な緑地の確保目標量を十分満たしているため、今後は既存緑地の保全を図りながら、施設の有効活用が図れるよう適切な維持・更新に努める。

■都市構造図

